

# 認定訪問マッサージ師

1. 認定訪問マッサージ師実施要領……………1 ページ
2. マッサージ等将来研究会 認定制度規則……………3 ページ

## 認定訪問マッサージ師実施要領

(目的)

第1条 この「認定訪問マッサージ師実施要領」は、マッサージ等将来検討研究会 認定制度規則第1条及び第2条、第3条に基づき実施する。

(名称)

第2条 本規則で定める名称は「認定訪問マッサージ師」と称する。

(認定訪問マッサージ師像)

第3条 本会は、訪問診療（施療）を希望する患者に対し医学的専門知識を十分に修得し、医療関係者や介護関係者及び対象者にも理解される施術を心がけ、医療人としての素養をたかめ、医療及び健康保持・増進に寄与できるあん摩マッサージ指圧師を養成する。

(実施主体)

第4条 本会規則第4条の関係団体の協力を得て、マッサージ等将来研究会生涯・教育部会（以下「本部会」という）が実施する。

(認定証の交付)

第5条 本会規則の第5条を修講し、第6条の審査を経て、第8条に規定する認定証を交付する。

(講習会内容等)

第6条 訪問マッサージ施術に必要な基礎・専門領域の知識と実技を修得し、医療安全（リスク）管理能力および医療倫理を供え、共通言語を用いて第三者に理解されるコミュニケーション能力などを含めた内容とする。

(講習会の期間及び講義)

第7条 講習会の期間は原則として単年度し、基礎講義14単位と実技講義16単位を基本とする。各課程の1単位は45分とする。

(講義内容)

第8条 講義内容は基礎講義と実技講義とする。

基礎講義科目名（合計14単位）

- ① 高齢者の医療と倫理 ② 高齢者の心身機能 ③ 身体の機能解剖
- ④ 高齢者の合併症とリスク管理 ⑤ 療養費の扱いと同意書
- ⑥ 初期評価・報告書・施術録の書き方

実技講義科目名（合計16単位）

- ① 関節可動域検査 ② 筋力検査 ③ 日常生活動作検査
- ④ マッサージ実技・機能回復訓練・片麻痺訓練

(講習会の講師)

第9条 医師若しくは教育機関に従事している者、または臨床経験10年以上の者など本部会が選任する。

- 2 講師費用に関しては医師または教授は2単位(90分間)40,000円、その他は2単位(90分間)25,000円を基本とする。但し交通費は別途支給するものとする。

(認定審査)

第10条 全単位の80%以上を受講した者は、本部会が定めた書類で患者の課題を3例提出し審査を受ける。

(審 査)

第 11 条 審査は認定制度規則の第 6 条に則る。

(事務局)

第 12 条 事務局を埼玉県熊谷市上之 1777-4、公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会内に置く。

(受講料)

第 13 条 受講料は 各団体所属マッサージ師 40,000 円、非所属会員マッサージ師 80,000 円とする。

(事務手続き)

第 14 条 受講に関しては所定の用紙（氏名・県名・住所・免許証番号・写真等）を各団体でとりまとめ受講料と共に事務局に提出のこと。関係団体に所属していないマッサージ師は所定の申込用紙と受講料と共に認定訪問マッサージ師講習会事務局に提出すること。

(附 則)

第 15 条 詳細は本部会で決定する。

(発足)

第 16 条 この実施要領は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。  
この実施要領は平成 25 年 6 月 16 日より施行する。  
この実施要領は平成 26 年 9 月 13 日より施行する。  
この実施要領は平成 27 年 5 月 25 日より施行する。

## マッサージ等将来研究会 認定制度規則

### (目的)

第1条 あん摩・マッサージ・指圧の学術の振興発展を図り、もって公衆衛生の普及及び社会福祉に寄与すると共に、あん摩マッサージ指圧師の職業倫理の昂揚及び社会的地位の向上を主目的に、専門分野の認定制度を設置する。また国民や医療団体及び介護団体などに広く広報することを推進する。

### (定義)

第2条 我が国では、あん摩マッサージ指圧師の国家試験に合格したマッサージ師は、自由に幅広い疾患を施術することが出来るが、マッサージ師認定制度は、一定以上の専門研修を受け、認定審査に合格し、マッサージ等将来研究会「生涯・教育部会」によって認定されたマッサージ師を認定マッサージ師と定義する。

### (実施主体)

第3条 マッサージ等将来研究会生涯・教育部会（以下本部会）が実施し運営する。

### (関係団体)

第4条 関係団体とは日本東洋医学系物理療法学会、(公社) 全国病院理学療法協会、(公社) 全日本鍼灸マッサージ師会、(公社) 東洋療法学校協会、(社) 日本あん摩マッサージ指圧師会、(社福) 日本盲人会連合、日本理療科教員連盟

### (認定の要件)

第5条 あん摩マッサージ指圧師の免許を有するもので、公益社団法人東洋療法研修試験財団（以下財団）の実施する生涯研修を含め、本部会が開催する所定の研修内容を受講し、必要な単位を取得したものを認定するものとする。

### (審査)

第6条 認定にあたっては本部会で詳細を決定し、審査を行う。

### (登録)

第7条 各認定の受講者には認定受講登録番号を発行し、認定後はその登録番号と共に事務局及び各団体に登録を行い、アムスネット（AMS）に掲載する。

### (認定証)

第8条 認定証を関連団体名で授与する。

### (期限)

第9条 認定証は発行日より5年間を認めるものとし、認定有効期間を認定証に記載する。

### (更新)

第10条 認定証の更新については、財団の行う生涯研修を含め、再度、本部会の行う認定制度研修会を受講し、一定の研修内容及び一定の単位を受講すること。

### (認定者の倫理)

第11条 認定者は、マッサージ師としての誇りをもち、品位を保ち、名誉を汚さないよう努めること。  
2 認定者は、認定マッサージに際し、本部会が指定する所定の用紙を作成し、日々の治療内容の記載に努め、医師や看護師、介護関係、関連施設などや市町村及び本部会から閲覧の申し出の

あるときは、速やかに提示出来るように5年間は保管すること。

- 3 進歩発展する介護及び医療に対応し、学理又は技術の研鑽に努め、併せて陶冶に専念すること。
- 4 適応症について充分且つ厳正な認識をもって、より有効な施術を行い過誤のないように努める。
- 5 患者（利用者）には誠実と博愛の精神をもって接し、より高い社会的評価が得られるように努力すること。

（認定証取り消し）

第12条 認定授与者が、各団体及び本部会の運営に支障を来し、また著しく名誉を傷つける行為があった場合は懲罰規定に準じて認定を取り消すことがある。

（施行規則）

第13条 各認定制度により異なり、詳細は本部会で決める。

（規則の変更）

第14条 この規則は本部会で協議の上で決定する。

第15条（附 則）この規定は本部会の決議により変更することができる。

第16条 この認定制度規則は平成24年4月1日より施行する。